

別表1号

特別発注の基準		特別発注の区分
1	物品又はサービスの購入等で、予定価格500,000円未満の場合	少額
2	物品又はサービスの供給者が、単一代理店で業者が特定される場合	単一代理店
3	特定業者による特製品、又は特殊設備、技術による物品の購入、製造、修繕又は改造する場合	特製品又は特殊設備 技術
4	法人が規格を指定している物品又はサービスで業者が特定される場合	規格指定
5	報償物品等で、現品選定を要し、業者が特定される場合	現品選定
6	災害対策等のため、急を要し、競争入札に付することができない場合	緊急
7	既納の物品、又は、現に契約中の物品又はサービスであって、その性質、形状等が関連する物品を再度発注する場合	既納関連又は追加発注
8	特別な事情により、時価に比して著しく有利な価格で、物品又はサービスの購入、製造、修繕又は改造ができる見込みのある場合	特別契約